○農林水産省告示第千二百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社日本同位体分析研究所が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十一年七月十六日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年九月一日

農林水産大臣　石破　茂

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
神奈川県横浜市鶴見区小野町七十五番地一リーディングベンチャープラザ五百三	神奈川県横浜市鶴見区小野町七十五番地一リーディングベンチャープラザ一号館

○経済産業省告示第二百八十一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月一日

経済産業大臣　二階　俊博

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。） 二　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。） 三　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。） 四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。） 五　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。） 六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。） 七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	Electrosuisse Luppmenstrasse 1, CH-8320 Fehraltorf, Switzerland

（参考）

Electrosuisseの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

Electrosuisse（Luppmenstrasse 1, CH-8320 Fehraltorf, Switzerland）

○国土交通省告示第九百七十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道松原那智勝浦線	海南市鳥居字西山田三九三番地三から同市藤白字大岩六一七番七まで	平成二十一年九月二日二時

○国土交通省告示第九百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月一日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈美川

二　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字奈美字大井谷二四四番内四等三角点大井谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第三百四十四号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一四七度二三分三七秒　九九〇・二〇七メートルの地点　一号

標柱一号から二四六度三八分三二秒　四七五・四九六メートルの地点　二号

標柱二号から二八六度五九分八秒　一六二・三五八メートルの地点　三号

標柱三号から三四八度五三分四五秒　二九五・三三三メートルの地点　四号

標柱四号から四四度五九分七秒　五三〇・四五三メートルの地点　五号

標柱五号から一三〇度五七分五秒　二五六・〇六六メートルの地点　六号

標柱六号から一五八度五八分三秒　三三〇・四〇八メートルの地点　七号

○国土交通省告示第九百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月一日

国土交通大臣　金子　一義

一　奈美川

防府市大字奈美字大井谷二四四番内四等三角点大井谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四七度二三分三七秒　九九〇・二〇七メートルの地点　一号

標柱一号から二四六度三八分三二秒　四七五・四九六メートルの地点　二号

標柱二号から二八六度五九分八秒　一六二・三五八メートルの地点　三号

標柱三号から三四八度五三分四五秒　二九五・三三三メートルの地点　四号

標柱四号から四四度五九分七秒　五三〇・四五三メートルの地点　五号

標柱五号から一三〇度五七分五秒　二五六・〇六六メートルの地点　六号

標柱六号から一五八度五八分三秒　三三〇・四〇八メートルの地点　七号

○国土交通省告示第九百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月一日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

素川

二　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字切畑字弁磨東河内一三三番地の一番内四等三角点切畑を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一〇五度三〇分八秒　七九〇・八五二メートルの地点　一号

標柱一号から二六六度三分一四秒　一四五・七五三メートルの地点　二号

標柱二号から二五〇度一七分三二秒　一四五・九七一メートルの地点　三号

標柱三号から二度四八分〇秒　三五三・二〇八メートルの地点　四号

標柱四号から八七度二二分二七秒　一一八・六五四メートルの地点　五号

標柱五号から一一四度一四分一二秒　一三三・三九五メートルの地点　六号

標柱六号から一六〇度四七分四〇秒　一六五・七六五メートルの地点　七号